

7 予算額等

単位：千円

	予算額	決算額	事業経費		経常経費		
			予算額	決算額	予算額	決算額	
移行前の組織の最終1年間 (平成12年度)	A 1,181,693	A ()	A 607,747	A ()	A 573,946	A ()	
	B 2,190,723	B ()	B 1,383,312	B ()	B 807,411	B ()	
13年度	予算額・決算額	3,369,339	3,497,061	1,980,468	2,158,248	1,388,871	1,338,813
	独自財源からの収入額	36,398	164,120	36,398	164,120	0	0
	運営費交付金	3,332,941	3,332,941	1,944,070	1,994,128	1,388,871	1,338,813
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	0	0	0	0	0	0
14年度	予算額・決算額	3,292,889	3,530,067	1,874,455	2,144,610	1,418,434	1,385,457
	独自財源からの収入額	39,170	276,348	39,170	276,348	0	0
	運営費交付金	3,253,719	3,253,719	1,835,285	1,868,262	1,418,434	1,385,457
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	0	0	0	0	0	0
15年度	予算額・決算額	3,126,080	3,316,771	1,866,112	1,996,510	1,259,968	1,320,261
	独自財源からの収入額	39,808	230,499	39,808	230,499	0	0
	運営費交付金	3,086,272	3,086,272	1,826,304	1,766,011	1,259,968	1,320,261
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	0	0	0	0	0	0
16年度	予算額・決算額	3,254,773	3,514,170	1,888,140	2,207,087	1,366,633	1,307,083
	独自財源からの収入額	39,016	298,413	39,016	298,413	0	0
	運営費交付金	3,215,757	3,215,757	1,849,124	1,908,674	1,366,633	1,307,083
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	0	0	0	0	0	0
17年度	予算額・決算額	3,084,242	3,563,846	1,827,781	2,259,265	1,256,461	1,304,580
	独自財源からの収入額	38,226	517,830	38,226	517,830	0	0
	運営費交付金	3,046,016	3,046,016	1,789,555	1,741,435	1,256,461	1,304,580
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	0	0	0	0	0	0
18年度	予算額・決算額	3,052,537	4,143,930	1,732,871	2,842,288	1,319,666	1,301,642
	独自財源からの収入額	67,749	651,906	67,749	651,906	0	0
	運営費交付金	2,984,788	2,976,018	1,665,122	1,674,377	1,319,666	1,301,642
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	0	516,004	0	516,004	0	0

備考 移行前は国の機関でありバランスシートを作成していないため記載不可能
H19.4.1以降は独立行政法人国立文化財機構に記載

8 資産・負債・資本

(1) 資産

単位：千円

	資 産				
	資 産 合 計	現金及び預金	有価証券	土 地	建 物
移行前の組織の最終1年間 (発足日前日)	A - B -	A - B -	-	-	-
13年度	21,122,897	574,432	0	5,101,000	10,211,990
14年度	20,730,709	1,362,049	0	5,101,000	9,862,653
15年度	19,858,838	983,881	0	5,101,000	9,513,285
16年度	19,526,922	1,024,065	0	5,101,000	9,147,815
17年度	19,211,549	865,861	0	5,101,000	8,785,560
18年度	18,805,781	394,317	0	5,101,000	8,923,359

(2) 負債

単位：千円

	負 債				
	負 債 合 計	短 期 借 入 金	長 期 借 入 金		
			借 入 先	借 入 額	政府保証 の有無
移行前の組織の最終1年間 (発足日前日)	A 1,285,130 B 3,419,804	A 0 B 0	- -	0 0	- -
13年度	1,541,637	0	-	0	-
14年度	1,501,658	0	-	0	-
15年度	1,106,602	0	-	0	-
16年度	1,138,711	0	-	0	-
17年度	1,265,537	0	-	0	-
18年度	1,345,013	0	-	0	-

(3) 資本

単位：千円

	資 本			
	資 本 合 計	政 府 出 資 金	積 立 金	
			種 別	金 額
移行前の組織の最終1年間 (発足日前日)	A - B -	- -	-	-
13年度	19,581,260	17,166,758	-	0
14年度	19,229,051	17,166,758	調査研究事業積立金 展示出版事業積立金 情報公開事業積立金 積立金	2,654 46,760 53,148 47,834
15年度	18,752,236	17,166,758	調査研究事業積立金 展示出版事業積立金 情報公開事業積立金 積立金	18,920 400 14,285 83,513
16年度	18,388,211	17,166,758	調査研究事業積立金 展示出版事業積立金 情報公開事業積立金 積立金	6,884 400 5,319 52,446
17年度	17,946,012	17,166,757	調査研究事業積立金 情報公開事業積立金 積立金	7 16 138,432
18年度	17,460,767	17,166,757	前中期目標期間繰越積立金	3,978

備考 移行前は国の機関でありバランスシートを作成していないため記載不可能
H19.4.1以降は独立行政法人国立文化財機構に記載

9 現物出資・無償譲渡資産等

(1) 現物出資された資産

単位：千円

	有形資産 (土地、建物、構築物、器具など)		無形資産 (ソフトウェア、電話加入権など)	
	資産名	金額	資産名	金額
発足時 (13年4月)に国から現物出資された資産	土地 建物 構築物	5,101,000 10,574,506 916,692	-	0
13年度末	土地 建物 構築物	5,101,000 10,207,951 872,472	-	0
14年度末	土地 建物 構築物	5,101,000 9,841,395 828,252	-	0
15年度末	土地 建物 構築物	5,101,000 9,475,437 784,903	-	0
16年度末	土地 建物 構築物	5,101,000 9,110,093 741,794	-	0
17年度末	土地 建物 構築物	5,101,000 8,747,023 693,293	-	0
18年度末	土地 建物 構築物	5,101,000 8,385,667 651,004	-	0

(2) 無償譲渡された資産

単位：千円

	有形資産 (土地、建物、構築物、器具など)		無形資産 (ソフトウェア、電話加入権など)	
	資産名	金額	資産名	金額
発足時 (13年4月)に国から無償譲渡された資産	機械装置 車両運搬具 器具及び工具備品 収蔵品	1,240,739 11,962 125,398 2,546,026	電話加入権	5,032
13年度末	機械装置 車両運搬具 器具及び工具備品 収蔵品	885,823 8,304 96,927 2,546,026	電話加入権	5,032
14年度末	機械装置 車両運搬具 器具及び工具備品 収蔵品	530,906 4,647 68,455 2,546,026	電話加入権	5,032
15年度末	機械装置 車両運搬具 器具及び工具備品 収蔵品	329,313 3,079 55,281 2,546,026	電話加入権	5,032
16年度末	機械装置 車両運搬具 器具及び工具備品 収蔵品	208,349 1,892 43,822 2,546,026	電話加入権	5,032
17年度末	機械装置 車両運搬具 器具及び工具備品 収蔵品	138,405 1,548 25,458 2,546,026	電話加入権	5,032
18年度末	機械装置 車両運搬具 器具及び工具備品 収蔵品	122,429 1,154 20,630 2,546,026	電話加入権	2,680

(3) 土地、建物等の無償使用の提供を受けている有無

発足時(13年4月)	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末
有	有	有	有	有
17年度末	18年度末			
有	有			

10 法定監査、任意監査の有無と監査法人名等

13年度	法定監査	監査法人名 中央青山監査法人	(1) 財務諸表(利益の処分に関する書類を除く。)について、法人の採用する会計処理の原則及び手続きは、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表(利益の処分に関する書類を除く。)は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。 (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。 (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。 (4) 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
	任意監査	監査法人名 -	監査意見 -
14年度	法定監査	監査法人名 中央青山監査法人	(1) 財務諸表(利益の処分に関する書類を除く。)について、法人の採用する会計処理の原則及び手続きは、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表(利益の処分に関する書類を除く。)は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。 (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。 (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。 (4) 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
	任意監査	監査法人名 -	監査意見 -
15年度	法定監査	監査法人名 中央青山監査法人	(1) 財務諸表(損失の処理に関する書類(案)を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人文化財研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 (2) 損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。 (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。 (4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
	任意監査	監査法人名 -	監査意見 -
16年度	法定監査	監査法人名 中央青山監査法人	(1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人文化財研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。 (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。 (4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
	任意監査	監査法人名 -	監査意見 -
17年度	法定監査	監査法人名 新日本監査法人	(1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人文化財研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。 (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。 (4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
	任意監査	監査法人名 -	監査意見 -
18年度	法定監査	監査法人名 新日本監査法人	(1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人文化財研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。 (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。 (4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
	任意監査	監査法人名 -	監査意見 -

(注) 法定監査義務のない法人は、法定監査の監査法人名の欄にその旨を明記すること。

11 収入及び支出に係る上位10位までの取引先の名称等

引き続き調査中

12 関係法人(特定関連会社、関連会社、関連公益法人)に対する出資額、関係法人の売上額等

引き続き調査中